

熊取町小・中学校コンピュータ教室用機器等更新業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和元年 9 月

熊取町教育委員会事務局学校教育課

## 1. 目的

この要領は「熊取町小・中学校コンピュータ教室用機器等」を更新するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を決定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 趣旨

本町の小中学校コンピュータ教室については、平成 26 年度に導入した現在稼働中のシステムの機器の老朽化に伴い、小中学校で利用しているデスクトップ型端末をタブレット型端末に替えてコンピュータ教室を更新するものである。

あわせて小中学校におけるインターネット接続環境の見直しを実施し、新たに役場庁舎サーバを設置のうえ、小中学校間のイントラネットの構築を行うものである。

更新にあたり、タブレット端末の導入により、これまで以上の学校現場における利活用の向上を図り、充実した情報教育が実施できる体制の構築、またセンターサーバ化により、セキュリティの向上や運用保守体制の充実により、業務効率の向上や行政コストの削減が図るため、専門的な知識を有する事業者からの提案に基づき、本事業の受託候補者を決定するものである。

## 3. 概要

### (1) 業務名

熊取町小・中学校コンピュータ教室用機器等更新業務

### (2) 業務内容

- ・センターサーバシステムの導入による小中学校のイントラネット化
- ・タブレット端末による小中学校コンピュータ教室の機器整備
- ・普通教室におけるタブレット端末の利用環境整備
- ・ICT支援員の活用による授業支援
- ・センターサーバ及びコンピュータ教室にかかる運用支援

※ 業務内容の詳細については「熊取町小中学校コンピュータ教室用機器一式更新業務仕様書」のとおり

### (3) 貸借期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日まで

### (4) 提案上限額

5 年間の総額で 9 6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く）

※上記金額を超える額での提案は認めない。

## 4. 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 契約規則（平成14年規則第12号）第3条に定める有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年7月25日平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団排除条例（平成24年条例第26号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 国税並びに地方税に滞納がないこと。
- (6) 本町の指名停止期間中でないこと。なお、公募開始から本業務の契約を締結するまでに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うこととする。
- (7) 本業務を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財務能力を有していること。また、継続して保守業務を履行可能な見通しがあること。
- (8) 平成28年4月1日以降において、小中学校におけるタブレット型端末によるコンピュータ教室の整備及びセンターサーバの構築・運用実績があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークの認定及び情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」を取得しており、現に継続されていること。

## 5. 実施要領公表から契約締結までのスケジュール

日程	内容
令和元年 9月17日（火）	プロポーザル実施要領公表
令和元年 9月25日（水） 17時まで	参加表明書提出期限
令和元年 9月18日（水）から 令和元年10月 1日（火） 17時まで	質問書受付期間
令和元年10月 9日（水）	質問書への回答予定日
令和元年10月18日（金）	企画提案書・見積書等提出期限
令和元年10月28日（月）	一次審査結果通知予定
令和元年11月 8日（金） （11月12日（火）予備日）	二次審査（プレゼンテーション）
令和元年11月15日（金）	受託候補者決定通知予定
令和元年11月25日（月）	契約締結予定

## 6. 参加手続き

### (1) 募集方法

令和元年9月17日（火）より実施要領等を方法及び評価者について本町ホームページ

で公表する。

仕様書等の資料は、ホームページから参加希望者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。

## (2) 参加表明手続き

### ① 提出書類

提出書類名称	部数	備考
プロポーザル参加表明書（様式1）	1部	参加表明書に押印する代表者印は、本町の入札参加資格申請書に届出している印鑑を使用すること。
業務実績書（様式2）	1部	
第三者貸付誓約書（様式3）	1部	受託事業者がリース契約相手となる場合は不要。
「プライバシーマークの認定証」及び「情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格（ISO/IEC27001）の登録証」の写し	各1部	

② 提出方法 提出期間内に持参もしくは、一般書留または簡易書留で郵送すること。

③ 提出期限 令和元年9月25日（水）17時まで（必着）

④ 提出先 熊取町役場 教育委員会事務局学校教育課

## 7. 質問及び回答

### (1) 質問書の提出について

質問がある場合は、次の方法により提出してください。

① 提出書類 質問書（様式6）

② 提出方法 電子メール

※メール送付先 [gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp](mailto:gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp)

※件名は「【小中学校コンピュータ教室質問書】会社名」とし送信すること。

※メール送信後、学校教育課（TEL072-452-6360）まで到着確認の連絡をすること。

③ 提出期限 令和元年10月1日（火）17時まで

### (2) 質問書の回答について

各事業者より提出された質問内容については、令和元年10月9日（水）正午までを目処に本町ホームページにおいて、質問事項及び回答を公表するものとする。

なお、質問の回答は、本要項及びその他配布された提供資料の追加又は修正とみなす。

## 8. 企画提案書等の提出

企画提案にかかる書類の提出については、以下に掲げる書類を提出期間内に提出する

こと。

なお、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(1) 提出方法について

①提出書類

提出書類名称	部数	備考
1. 企画提案書（任意様式）	9部	
2. 見積書（様式4）	1部	
3. 担当者実績及び業務執行体制（様式5）	9部	
4. （機能要件回答書）小中学校コンピュータ教室用機器等にかかる要求機能について	9部	別紙、資料がある場合は同じく9部

②提出期限 令和元年10月18日（金）17時まで

③提出方法 提出期間内に持参もしくは、一般書留または簡易書留で郵送すること。

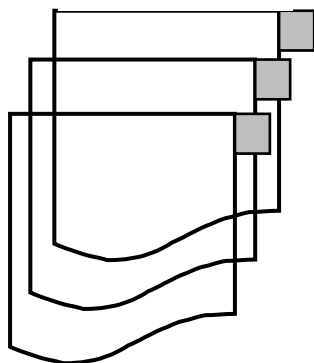
④提出先 熊取町役場 教育委員会事務局学校教育課

(2) 提出書類に関する留意事項

書類については、以下の方法で提出してください。

- ・企画提案書は、別紙1「企画提案書等評価基準」の項目に沿って記載すること。
- ・提出書類は、番号順に揃え、書類ごとにインデックスを付けること。
- ・提出書類はA4サイズとすること。機器仕様等の説明書等についてはA3サイズでも可能とするが、A4折込処理をしたうえでファイル化すること。
- ・提出書類は部単位でフラットファイルなどに綴じること。ファイルの表紙・背表紙には、下記の図を参照にして記載すること。

インデックス（必要に応じ）



表紙

熊取町小中学校コンピュータ教室等更新 業務に係る提出書類
正（副）本
会社名

背表紙

会社名
熊取町小中学校コンピュータ教室等更新 業務に係る提出書類

(3) 参加表明書提出後の辞退について

企画提案書の提出期限までに辞退する場合は、「辞退届（様式7）※代表者印の押印必須」を提出すること。なお、提案書等の提出がない場合は辞退したものとみなす。

7. 選定方法等

(1) 審査方法

選定にあたっては、優秀な提案を効率的に評価する必要があることから、一次審査と二次審査を実施する。

①一次審査

一次審査については、各社より提出された業務実績書に基づく「実績評価点」、見積書に基づく「価格評価点」、及び機能要件回答書から算出した「機能評価点」により、最大上位3者までを二次審査の対象者とする。ただし、上位提案者が3事業者以内の場合は、すべての企画提案者を二次審査の対象者とする。

②二次審査

二次審査については、各提案者がプレゼンテーションを行い、「（別紙1）企画提案書等評価基準」に基づき「企画提案書及びプレゼンテーション評価点」を算出する。

一次審査における「実績評価点」「価格評価点」「機能評価点」に加え、「企画提案書及びプレゼンテーション評価点」の合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

なお、同点の者が2者以上である場合は、「機能評価点」の高い者を上位者とする。「機能評価点」も同点の場合は、くじ引きによって順位を定める。

(2) 審査配点

	項目	配点
一次審査	①実績評価点	50点
	②価格評価点	250点
	③機能評価点	300点
二次審査	項目	配点
	④企画提案書及びプレゼンテーション評価点	400点
合計		1,000点

### (3) プレゼンテーション

- ①日 程 令和元年11月 8日(金)・(予備日)12日(火)
- ②場 所 熊取町役場北館3階大会議室
- ③時 間 各提案者に対して別途電子メールにて通知する。
- ④参加人数 6人以内
- ⑤持ち時間
  - ・1提案者あたりの持ち時間は50分以内とする。なお、準備及び片付けにかかる時間は含めない。
  - ・プレゼンテーションののち、ヒアリング及び質疑応答を行う。(20分程度)
- ⑥機 材 等 スクリーンのみ本町で用意する。プロジェクター等それ以外の機材が必要な場合は提案者が用意すること。
- ⑦そ の 他 提案者が1者であってもプレゼンテーションは実施するものとする。なお、プレゼンテーション時に、提案内容を補完する資料の配付を行うことは差し支えない。

### (4) 審査結果の通知

- ①一次審査結果については、令和元年10月28日(月)に提案者に対して文書で通知する。
- ②二次審査結果を含めた、受託候補者の決定については、令和元年11月15日(金)に町ホームページで公表するとともに全ての提案者に対して文書で通知する。

## 8. 契約手続き

### (1) 契約方法

プロポーザル結果により決定された受託候補者と、詳細について協議のうえ契約を行う。なお、契約締結後、受託者に本プロポーザルにおける失格事項、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとする。

### (2) 契約内容

令和2年4月から令和7年3月末までの契約を、本町、受託事業者、第三者貸付業者との3者で賃貸借締結する。ただし、受託事業者がリース契約相手となる場合は2者での賃貸借契約とする。

### (3) 支払方法

上記に係る費用については、令和2年4月からの60回の月払い(翌月払い)とする。

## 9. その他

- (1) 提案書類提出等にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書類は返却しないものとする。提出物は事業者選定の目的のために使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 本町から本提案及び構築業務において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本構築業務手続以外の目的に供したりしてはいけない。
- (4) 提案は、1業者1提案のみとする。
- (5) その他必要な事項については協議の上、決定することとする。
- (6) この要領は、令和元年9月17日（火）から適用し、決定された業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

## 10. 問い合わせ先

熊取町教育委員会事務局学校教育課

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取町役場 教育委員会事務局学校教育課 担当：安達

電話 072-452-6360（直通）

FAX 072-452-7103

電子メール [gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp](mailto:gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp)